平成２３年（フ）第３６号
山口県岩国市山手町２丁目41番16―101号
債務者　大本　英則
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６６号
山口県岩国市今津町１丁目６番10号　201号室
債務者　廣本　伸昭
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６７号
山口県岩国市川西１丁目21番59号
債務者　柴崎　　良
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第７２号
山口県柳井市新庄2958番地11
債務者　藤本　尚志
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第７３号
山口県柳井市新庄2958番地11
債務者　藤本　和貴
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第７８号
山口県岩国市錦見８丁目27番63号
債務者　西田　知弘
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３２４号
高知市六泉寺町22番地　市住371号
債務者　近森　美香
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２５号
高知市六泉寺町22番地　市住376号
債務者　近森　正恵
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１６号
高知市春野町弘岡下1507番地の１
債務者　甲藤　　愛
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１７号
高知市神田1361番地２
債務者　岡村　安洋
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３０号
高知市東秦泉寺298番地６
債務者　楠茂　美和
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３１号
高知市東秦泉寺298番地６
債務者　楠茂　正一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１号
佐賀県唐津市八幡町734番地288
債務者　中山　隆博
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第６４号
佐賀県唐津市相知町長部田1589番地５
債務者　江頭　直美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第６５号
佐賀県唐津市和多田百人町３番55号
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３４２号
大分市大字千歳653番地　マナーハウス653―101、従前の住所福岡市西区今宿東２丁目32番７―405号
債務者　江口　雅彦
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２４９号
宮崎市橘通東１丁目２番22号　カーサレバンテ307号
債務者　神崎こず恵（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１３号
青森県八戸市大字売市字左水門下12番地29　セルフィーユＡ号室、前住所青森県八戸市柏崎１丁目９番19号
債務者　畑中　貴幸
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係